

平成26年8月27日  
逗子市防災課

## 地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会におけるヒアリング説明資料

### 1 逗子市の現況(平成26年4月1日現在)

自主防災組織数：70団体(東日本大震災以降、10団体が新たに結成されている。)

加入率：73.6%(自主防災組織加入世帯数と市内全世帯数との比率)

【参考 逗子市の人口：57,749人 世帯数：24,110世帯】

### 2 逗子市における自主防災組織への助成制度

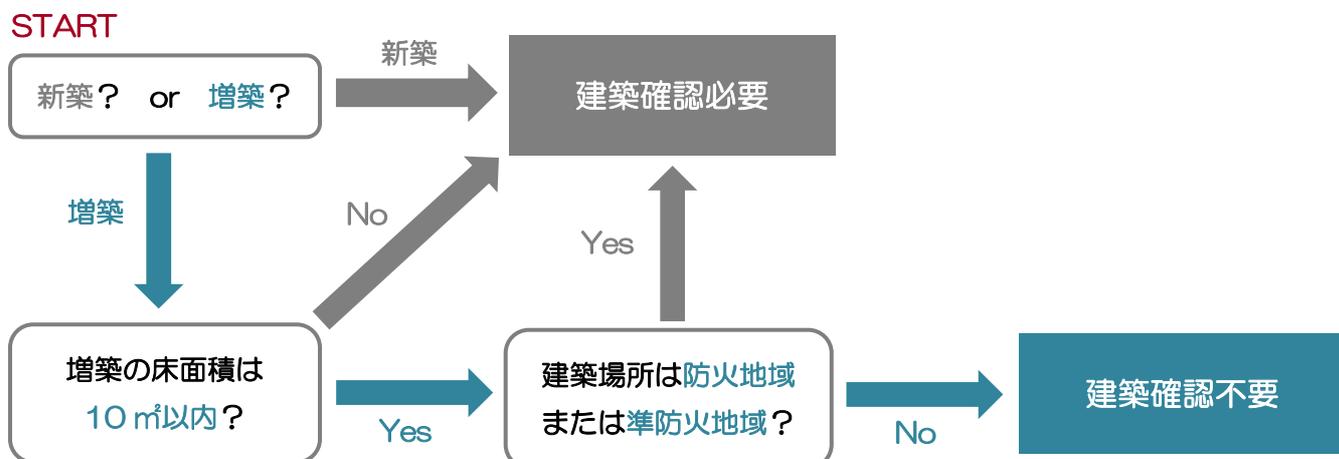
逗子市では、地域の自主的な防災意識の高揚と普及を図ることを目的として、自主防災組織に対する防災資機材等購入費補助制度を設け、防災資機材をはじめとする防災備蓄品等の整備を促進している。

特に、新たに結成された団体に対しては、一定程度の資機材が揃うまでは、地域負担とならないように、補助率及び補助限度額を優遇するなどの策を講じ、地域防災力の強化を図るとともに、自主防災組織の育成、指導及び増加に努めている。(詳細は別添1、別添2のとおり)

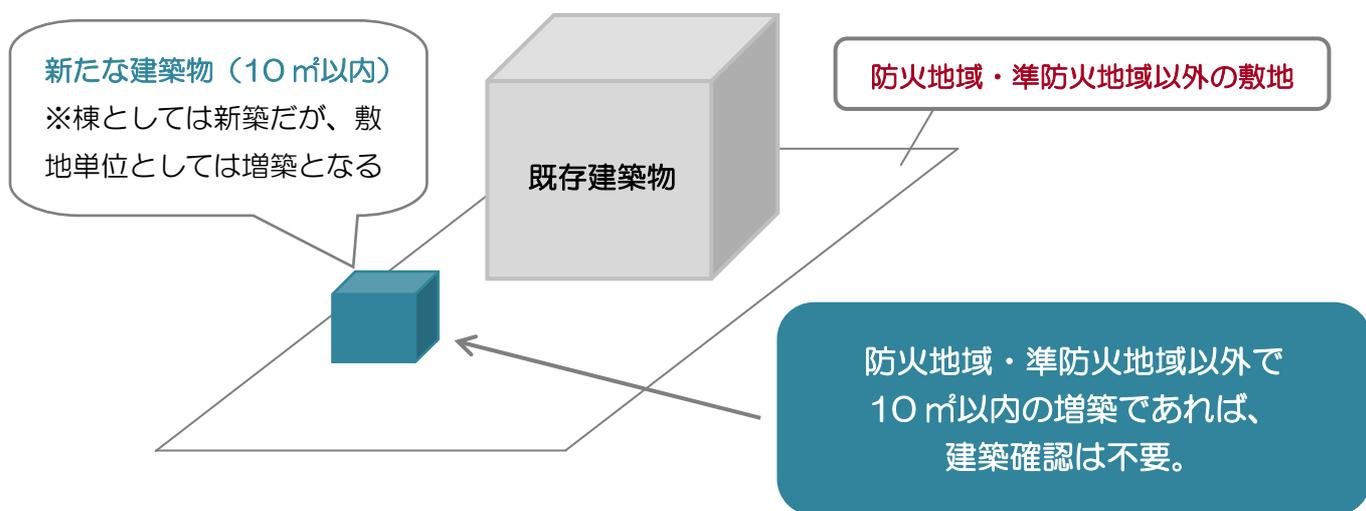
### 3 自主防災組織等が設置している防災倉庫の例



#### 4 建築確認が必要か否かについてのフロー図（現状）



#### ■建築確認が不要な増築のイメージ



#### 5 支障事例

各自主防災組織からは、公園などの公共施設に防災倉庫を設置させてほしい旨の要望が多くあがっている。各組織が設置しようとしている倉庫は、一般家庭で設置しているような簡易なスチール製物置（床面積10平方メートル以内）であることが多い。

上記のような公園等は、その敷地内に他の建築物がない場合が多く、建築物としては新築扱いとなる。そのため、建築確認申請の必要が生じ、その手続き及び費用が各組織にとって大きな負担となり（詳細は以下に記載）、防災倉庫の設置を断念してしまう状況となっている。その結果、防災意識の低下につながることが懸念されている。

実際にこうしたことが支障となって、防災倉庫の整備に結びつかなかったケースが十数件あり、他の自治体においても同様の問題が生じている。

## 6 市民からの要望の一例（市長への手紙の抜粋）

- ・受付日

平成 24 年〇月〇日

- ・件名

〇〇公園内に設置の防災倉庫について

- ・内容

私は、〇〇自治会の防災副部長をしております〇〇と申します。

〇〇公園内に設置しております防災倉庫は、海至近のため錆びて腐っており、〇〇自治会では、この度取替えを検討しております。

防災課経由で緑政課から了承を得ましたが、先に「確認申請」が必要とのことでした。県の建築指導課では、「取替えは建物の新築となるため、確認申請が必要」とのことでした。因みに従来の防災倉庫は、約3平方メートルの市販のスチール製物置で、今回同じもので取替えを考えております。県の建築指導課では、「通常の住居と同様の布基礎で、アンカーを設置して物置と緊結する必要がある」とのことでした。

確認申請には、建築士の手が必要で、必要図面作成料と申請料及び申請の手間代で15～16万円必要（市内の〇〇設計に確認済み）更に基礎の築造に20万円程度（土木業者に確認済み）で物置の購入金額15万円程度の合計は50万円にも及びます。

防災倉庫は元々防災課からの依頼を受けたもので、〇〇自治会では自治会費の中から倉庫や資機材を購入して収納しています。

1. 防災倉庫内に収納している資機材共々引き渡すので、今後は市で管理をしてもらえないか？

2. 倉庫は〇〇自治会で購入し取り換えるので、防災課で確認申請をして貰えないか？

3. 腐るに任せるしかなく、やがて当地域から防災倉庫はなくなるが、それでもよいか？

市の外れで避難場所からも遠い当地域の防災倉庫です。

一旦緩急あった場合は絶対に防災倉庫が必要と考えます。

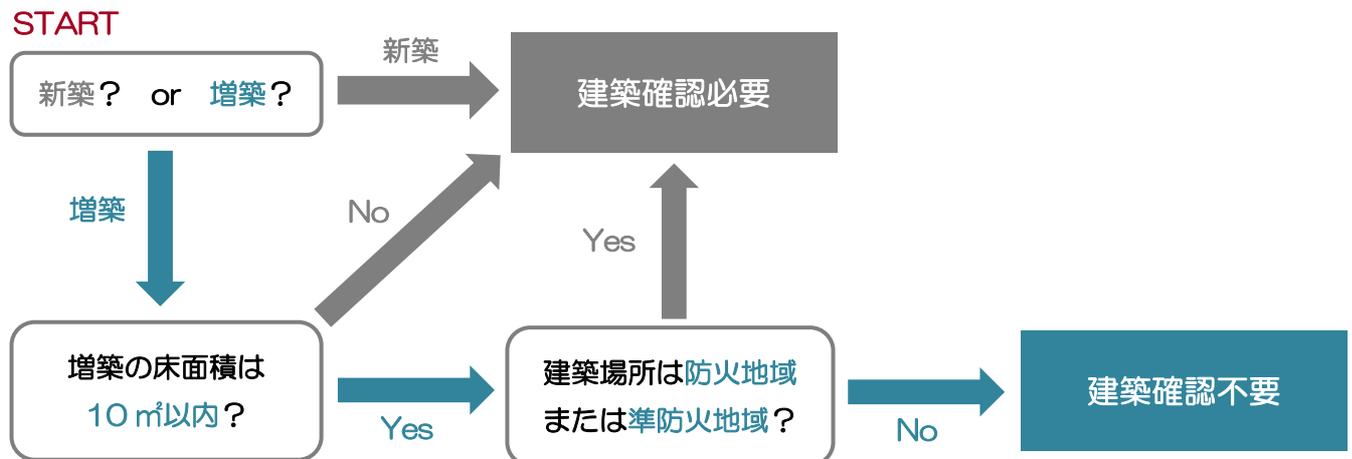
市長がトップダウンの決定をしていただき、善処して頂けませんでしょうか？

## 7 まとめ

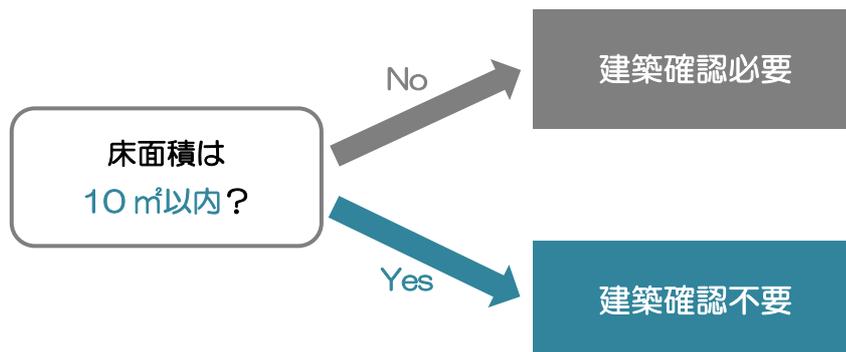
床面積 10 平方メートル以内の増改築時であれば建築確認が不要となっている現状に鑑み、床面積が 10 平方メートル以内であれば、新築や防火地域・準防火地域の区別なく建築確認申請を一律に不要としていただきたい。

※本提案を図示すると次のとおりとなる。

## 【現 行】



## 【提案実現後】



## 8 その他

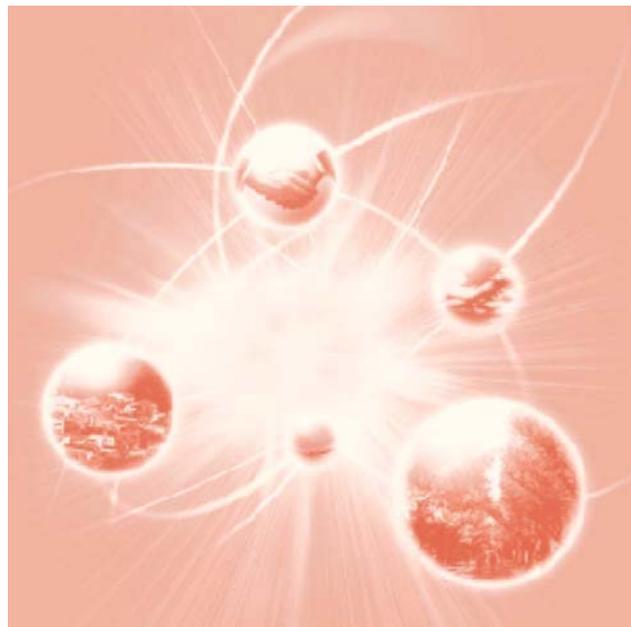
< 今回の提案をもう一步踏み込んで発言させていただくと・・・ >

市販の簡易なスチール製物置の中には、その構造等が建築基準法に適合していないために、建築確認が得られないものも見受けられる。こうした製品が一般的に流通している現状を踏まえるならば、床面積が10平方メートル以内の防災倉庫については、一律建築物扱いとせず（建築基準法の適用除外）、転倒防止などの最低限の措置を講ずることで設置できるような環境を整えていただきたい。

# 自主防災組織の手引

---

## — コミュニティと安心・安全なまちづくり — (抜粋版)



消 防 庁

出典: 総務省消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/html/life/bousai/bousai\\_2304-all.pdf](http://www.fdma.go.jp/html/life/bousai/bousai_2304-all.pdf))

## (5) 防災資機材等の整備

自主防災組織が情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等の役割を果たすためには、それぞれの役割に必要な資機材等を備えておかなければならない。その場合、地域の実情や組織の構成等からみて、どのような資機材を備えるべきか、市町村、消防機関等の指導を受けて十分検討することが必要であり、市町村としては、既存の資機材等を活用するとともに、実情に応じて助成を検討することも必要となる。

なお、資機材の保管、管理にあたっては、用途、目的に合わせて、防災拠点での管理や地域ごとの分散管理を行い、地域の実情に応じて最も機動的かつ迅速に利用できるようにしておく必要がある。特に救護用や給食・給水用資機材については、自主防災組織が単独であるいは共同して備蓄する拠点として防災倉庫を設けることも必要となる。

防災資機材としては、次のようなものが考えられる。

表 2-5 目的別の主な防災資機材 (例)

目 的	防 災 資 機 材
① 情報収集・伝達用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック(安否・被害状況等、情報収集・提供の際に用いる筆記用具として)等
② 初期消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、簡易防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ、防火井戸等
③ 水防用	救命ボート、救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋等
④ 救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェンブロック、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、防煙・防塵マスク等
⑤ 救護用	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベッド等
⑥ 避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強カライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等
⑦ 給食・給水用	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽等
⑧ 訓練・防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、119番訓練用装置、組み立て式水槽、煙霧機、視聴覚機器(ビデオ・映写機等)、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生用訓練人形、住宅用訓練火災警報器等
⑨ その他	簡易資機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器、除雪機等

自分の地域に何があるのかを確認し、不足しているもの、新たに必要とされるものがあれば計画的に整備し、いざというときに使用できるよう、日頃から、点検と取扱い方法の習熟に努める必要がある。

また、自主防災組織としては、自ら防災資機材の整備を進めるだけでなく、次のような点にも留意する必要がある。

- ① 各家庭に、消火器（地震時に転倒しても使用可能な粉末消火器、強化液消火器等）、汲置の水バケツ、消火用水または乾燥砂等を備えるよう指導、推奨する。
- ② 応急手当用医薬品については、できれば地域内の病院、薬局等に対して、災害時には医薬品の提供が得られるよう協議しておく。
- ③ 救急救命用資機材として、AED（自動体外式除細動器）の設置箇所等を把握しておく。
- ④ 救助用の大型工作資機材については、地域内の土木、建設会社等に対して、災害時に機材の貸与が得られるよう協議しておく。
- ⑤ 訓練用の資機材等、近隣の自主防災組織や団体、事業所等と必要に応じて資機材を共有し、効率のよい維持管理への工夫も必要である。



## 逗子市自主防災組織防災資機材等購入費補助金交付要綱（抜粋版） （資機材の整備に係る部分のみ）

### ●趣旨

市民の自主的な防災意識の高揚と普及を図るため、防災資機材等の購入を行う自主防災組織に対し、予算の範囲内において防災資機材等購入費補助金を交付する。

### ●自主防災組織

地域の防災対策確立のため市内の町内会又は自治会その他これに準じるものを単位として自主的に設立された団体等で、市長が認めたものをいう。

### ●補助金の交付対象防災資機材等

別表第 1 のとおり。

### ●補助金の額

当該防災資機材等の購入費に 2 分の 1（市長が新たに認めた団体に対する補助金の額は、登録年度から 3 年度間について、当該防災資機材等の購入費に 5 分の 4）を乗じて得た額とし、その限度額は、別表第 3 に掲げるとおり。

別表第1

事業種別		内容	
防災 資機 材等 の整 備を 図る 事業	防災	区分	品名
	資機	消火用具	三角バケツ、バケツ、ポリタンク、消火器
	材の	救出救助用具	ロープ、はしご、掛矢、のこぎり、つるはし、スコップ、ハンマー、バール、担架、チェンソー
	整備	照明用具	カンテラ、ろうそく、懐中電灯、投光器
		情報関係用具	メガホン、ラジオ、トランシーバー
		運搬用具	リヤカー、一輪車
		炊飯用具	なべ、かま、やかん、飯ごう、食器、コンロ、燃料
		安全用具	ヘルメット、防災ずきん、腕章、標識（標旗等）、長靴、かっぱ
		その他	倉庫、毛布、テント、防水シート、ろ水機、エンジンポンプ、電池、非常持ち出し用袋、救急セットその他市長が必要があると認めたもの
防災 備蓄 用食 糧及 び防 災備 蓄用 飲料 水の 整備	防災	区分	摘要
	備蓄 用食 糧	備蓄用食糧	・消費期限が5年以上あること。 ・整備する数量は1人当たり9食以内であること。 ・食糧は、日の当たらない涼しい場所に保管すること。
	及び防 災備 蓄用 飲料 水の 整備	備蓄用飲料水	・消費期限が5年以上あること。 ・整備する数量は1人当たり9リットル以内であること。 ・飲料水は、日の当たらない涼しい場所に保管すること。

別表第3

補助対象の自主防災組織	補助限度額
50世帯未満	15,000円（ただし、市長が新たに認めた団体については、登録年度から3年度間について50,000円とする。）
50世帯以上1,000世帯未満	世帯数×300円（ただし、市長が新たに認めた団体については、登録年度から3年度間について世帯数×1,000円とする。）
1,000世帯以上	300,000円（ただし、市長が新たに認めた団体については、登録年度から3年度間について1,000,000円とする。）